様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処分名	国民健康保険高額療養費の支給		
根拠法令名	国民健康保険法	第５７条の２第１項	
基準法令名	国民健康保険法施行令	第２９条の２～ 第２９条の４	
所管部署	健康保険部　保険年金課　資格給付係		
標準処理期間	１２０日	法定処理期間	日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　□全部記載　　■一部・項目のみ記載

国民健康保険高額療養費の支給に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。なお、当該法令等が記載された図書は担当課において備え置く。

＜参考＞

【根拠法令】

国民健康保険法

（高額療養費）

第五十七条の二　市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十六条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。